

## 平成26年 法改正情報

### A 特許法の改正

#### 1. 救済措置の拡充

(1) 手続期間（実用新案法，意匠法，商標法等にも同様の措置）についての救済  
以下の手続きについては、出願人等に災害などのやむを得ない事由が生じた場合には、期間の経過後6ヵ月以内であれば、その事由がなくなった日から14日以内に限り、手続きが認められるようになります。

- ・新規性喪失の例外の証明書の提出
- ・分割出願（査定後に認められる分割出願について）
- ・既納の特許料の返還請求
- ・出願審査請求の手数料の返還請求
- ・実用新案出願または意匠出願から特許出願への出願変更
- ・特許権の存続期間の延長登録の出願
- ・特許料の納付

(2) 手続期間以外についての救済

(ア) 優先権（国内優先権，パリ条約優先権など）

・最初の出願から1年以内に特許出願をすることができなかったとしても、それが災害などのやむを得ない事由によるときは、一定期間に限り優先権の主張を伴う特許出願が認められるようになります。

・「優先権の主張をする旨の書面」については、現在、出願と同時に提出する必要がありますが、本改正によって、出願から一定期間に限り提出が認められるようになります。また、この「優先権の主張をする旨の書面」についての補正が認められるようになります。

(イ) 出願審査請求制度

・出願審査請求の請求期間を徒過しても、それが災害などのやむを得ない事由によるときは、一定期間に限り出願審査請求が認められるようになります。

・この出願審査請求の期限を徒過した時期に第三者がその発明の実施を開始した場合には、一定の要件のもとで、その第三者に通常実施権が認められます。

#### 2. 特許異議の申立て制度の創設

特許異議申立制度は、特許掲載公報発行日から6ヵ月間に限り、広く第三者に特許の取り消しを求める機会を与え、審査の是正をして特許権の安定化を図ることを目的として導入されます。

概要は以下の通りです。

- ・平成6年改正法の特許異議申立制度（平成15年改正により廃止）とほぼ同じ制度。
- ・誰でも申立てをすることができる（自然人・法人を問わない）。※1
- ・特許掲載公報発行日から6ヵ月以内に申立てができる。
- ・全件、書面審理である。
- ・請求項ごとの申立てができる。
- ・取消理由通知の通知後に、意見書提出期間が与えられる。この意見書提出期間に訂正請求ができる。
- ・訂正請求があった場合には、異議申立人はこれに対して意見書を提出できる。
- ・取消決定に不服がある場合には、知的財産高等裁判所に取り消しを求めて提訴することができる。

※1 法改正により特許無効審判制度については請求人が利害関係人のみに限られる。

詳しくは、特許庁HPにて確認してください。

以上